

やさしさと輝きに満ちた
笑顔のまち村上

第1回 猿沢地域まちづくり協議会 臨時総会

議 案 書

開催日：平成29年11月4日（土） 午後7時
ところ：猿沢コミュニティセンター



H28 猿沢地域写真コンテスト銀賞受賞作品「スワ！鷺ヶ巣噴火？」

撮影：高橋博愛 氏（猿沢）



第1号議案

猿沢地域まちづくり協議会規約の一部改正について

猿沢地域まちづくり協議会規約の一部改正について、別紙により承認を求めます。

平成 29 年 11 月 4 日 提出

平成 29 年 11 月 4 日 承認

猿沢地域まちづくり協議会

会 長 太 田 厚 生

猿沢地域まちづくり協議会規約の一部改正について

1 規約の一部改正が必要な理由

まち協設立から5年が経過し、様々な事業を行ってきた中で、「組織体制」に関する課題が出てきました。それらを解消し、より効率的で効果的な協議会運営が可能となるよう、規約の一部改正を行うものです（改正後の規約は次回の役員改選（H30.4月）から適用されます）。

2 現行の組織体制に関する課題

現行の体制では「事業数が多く、予算が分散し、効果が薄れている」

現行では、1部会6名体制で「まちづくり推進部会」、「交流事業部会」、「健康福祉部会」、「産業開発部会」、「歴史環境部会」の5部会を組織し、それぞれ単独もしくは連携して事業を行っております。朝日地区の他のまち協と比べると、猿沢まち協は部会数や事業数が多く、一つの事業にかけられる予算・時間・人員が分散され、効果が薄れている状況があります。

3 解決策として

部会を5部会から3部会に再編し、事業数をしぼり、役員数も調整し、より効果的な事業に集約して実行していく体制を整える必要があります。

4 具体的な改正の内容

① 規約の一部改正

・役員数の変更にかかるもの

条項	現行	改正案
第6条第1項第4号	理事 27名程度	理事 <u>21名程度</u>

・文言の修正にかかるもの

条項	現行	改正案
第1条	本会は、猿沢地域の個性や課題に応じた（以下省略）	本会は、猿沢地域の <u>特性</u> や課題に応じた（以下省略）
第4条第1項第2号	健康及び福祉の増進に関すること。	<u>住民の健康及び福祉の増進に関する</u> こと。
第4条第1項第3号	安全及び安心に関すること。	<u>住民の安全及び安心に関する</u> こと。

②役員数の選出方法の見直しと、代議員の人数見直しのため、別表を一部改正

現行	改正案
役員数 各集落定数3名 人口割250人毎に1名 うち監事は人口250人以上集落から選出。 猿沢は常時1名、檜原、板屋越は交互に1名 代議員は各集落定数1名 人口50人毎に1名	役員数 各集落定数 <u>2名</u> 人口割 <u>170人</u> 毎に1名 <u>ほか</u> 監事は人口250人以上集落から選出。 猿沢は常時1名、檜原、板屋越は交互に1名 代議員は各集落定数1名 人口 <u>60人</u> 毎に1名

③部会体制の見直しのため、組織図を一部改正

（組織図は規約には含まれないため、本議案においての参考資料となります）

現行	改正案
5部会体制 1部会6人体制	・ <u>3部会体制</u> 1部会<u>8人体制</u> ・ <u>役員以外の部員を通称「まちづくりサポーター」とする</u>

猿沢地域まちづくり協議会規約 (案)

平成24年 3 月27日制定

(目的)

第1条 本会は、猿沢地域の特性や課題に応じた活性化対策のために、この地域に暮す住民がお互いに知恵を出し、協力して、豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域の創造に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、猿沢地域まちづくり協議会と称する。

(事務所)

第3条 本会の主たる事務所は、村上市岩沢5611番地、村上市朝日支所内に置く。

(事業)

第4条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の課題解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (2) 住民の健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 住民の安全及び安心に関すること。
- (4) 環境の保全及び改善に関すること。
- (5) 地域資源の有効活用に関すること。
- (6) 地域の産業振興に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) その他、まちづくりに関し、特に必要なこと。

(構成)

第5条 本会は、猿沢地域に居住する人及び事業を実施する個人若しくは法人又は地域で活動する各種団体（以下、構成員）をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 理事 21名程度
- (5) 監事 2名

2 役員は、構成員の中から各集落の区長が「別表1」により選出する。

3 会長、副会長、事務局長は、役員会において選出し、総会の承認を得る。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故その他やむをえない事情により職務を遂行でき

ないときは、その職務を代行する。

- 3 事務局長は、本会事務及び事務局を総括する。
- 4 理事は、本会の事業に参画する。
- 5 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(代議員)

第9条 構成員に代わって総会に出席する代議員を置く。

- 2 代議員は、役員および各集落の区長以外の構成員から各集落の区長が「別表2」により選出する。
- 3 代議員は、総会において、役員会が提案する議題を審議し、議決する。
- 4 代議員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 補欠により選出された代議員任期は、前任者の残任期間とする。

(評議員)

第10条 本会に、評議員を置くこととし、各集落の区長が当たる。

(顧問)

第11条 本会は、有識者、アドバイザー等による顧問を必要に応じて置くことができる。

- 2 顧問は、役員会において選任し、総会の承認を得るものとする。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、評議員会及び専門部会とする。

(総会)

第13条 総会は、代議員をもって構成する本会の最高の議決機関であり、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長が招集する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は、代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催するものとする。
- 4 総会の議長は、総会において出席代議員のうちから選出する。
- 5 総会は、委任状を含めた代議員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 6 総会の議事は、出席代議員の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 総会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 地域まちづくり計画の策定及び変更に関する事。
 - (2) 規約の制定及び改正に関する事。
 - (3) 役員、顧問及び専門部会の承認に関する事。
 - (4) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関する事。
 - (5) その他、重要事項に関する事。

(総会の議事録)

第14条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員の現在数及び出席者数(委任状提出者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録は、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印し、事務所に備え付けておかなければならない。

(役員会)

第15条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議、決定する。

- 2 役員会は、監事を除く役員をもって構成し、会長が必要に応じ招集し、議長となる。
- 3 役員会は、構成する役員の2分の1以上の出席により成立するものとする。
- 4 役員会は、必要に応じて、評議員及び顧問の出席を求め、助言、指導等を受けることができる。

(評議員会)

第16条 評議員会は、評議員及び顧問で構成し、本会の運営に係る助言を行うものとする。

- 2 評議員会は、会長又は評議員の求めに応じ、開催することができる。

(専門部会)

第17条 本会は、事業を円滑に実施するために、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の種類は、役員会において決定する。
- 3 専門部会は、役員をもって構成する。
- 4 専門部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、会長及び監事を除く役員の中から役員会において選出する。
- 6 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 8 専門部会には、役員以外の部員を置くことができる。
- 9 役員以外の部員は、専門部会において選任し、役員会の承認を得るものとする。
- 10 専門部会は、必要に応じて部会長が招集する。

(事務局)

第18条 本会の円滑な運営及び事業実施に資するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び事務局員を置く。
- 3 事務局長は、会務及び会計を掌握する。
- 4 事務局員は、事務局長を補佐し、本会の事務及び会計事務を処理する。
- 5 事務局員は、会長が任命する。

(会計)

第19条 本会の運営等に係る経費は、地域まちづくり交付金、会費、寄付金及びその他収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 年度開始後に予算が総会において議決されていない場合においては、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準にして収入支出をすることができる。

(監査)

第20条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書及び積立金台帳を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(規約の変更)

第21条 この規約は、総会において出席代議員の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない。

(書類及び帳簿の備付け)

第22条 本会の主たる事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付け、公開するものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第23条 本会が各種取組みを推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第24条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則

この規約は、平成24年3月27日から施行する。

この規約の変更は、平成25年4月20日から施行する。

この規約の変更は、平成27年4月18日から施行する。

この規約の変更は、平成 年 月 日から施行する。

※平成30年1月1日現在の人口は推計値です。

1. 役員の人数について

- ・ 役員のうち監事以外の人数は、任期が満了する直前の1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割2人、人口170人に1人の割合とする。

監事は、人口250人以上の集落から選出することとし、猿沢1名、桧原、板屋越から交互に1名を選出する。

(平成30年1月1日現在、単位:人)

集落	世帯数	男	女	人口	定数割	人口割	役員	監事
寺尾	26	47	49	96	2	0	2	
宮ノ下	42	60	62	122	2	0	2	
下中島	22	35	27	62	2	0	2	
鵜渡路	66	96	121	217	2	1	3	
上野	72	91	118	209	2	1	3	
川端	25	36	26	62	2	0	2	
猿沢	196	249	271	520	2	3	5	1
桧原	85	129	148	277	2	1	3	(1)
板屋越	105	159	164	323	2	1	3	(1)
計	639	902	986	1,888	18	7	25	2

2. 代議員の人数について

- ・ 代議員の人数は、毎年1月1日の住民基本台帳の人口により算出するものとし、集落毎に定数割1人、人口60人に1人の割合とする。

(平成30年1月1日現在、単位:人)

集落	世帯数	男	女	人口	定数割	人口割	代議員	参考:人口前年比
寺尾	26	47	49	96	1	1	2	1
宮ノ下	42	60	62	122	1	2	3	△ 2
下中島	22	35	27	62	1	1	2	0
鵜渡路	66	96	121	217	1	3	4	△ 3
上野	72	91	118	209	1	3	4	△ 7
川端	25	36	26	62	1	1	2	△ 3
猿沢	196	249	271	520	1	8	9	△ 7
桧原	85	129	148	277	1	4	5	△ 9
板屋越	105	159	164	323	1	5	6	△ 18
計	639	902	986	1,888	9	28	37	△ 48

参考資料

H30猿沢地域まちづくり協議会 組織図(案)

村上市より

総会(代議員制)

・猿沢地域の住民で構成される最高の議決機関

(代議員の決定)

1. 代議員は、規約に基づき算出された人数を、各集落区長が選出する。

役員会(監事を除く25名)

・総会に付議する事項、本会の運営に関する事項を審議(役員及び役職の決定)

1. 役員(理事及び監事)は、規約に基づき算出された人数を上限とし、各集落区長が選出するほか構成員の立候補があった時は役員会での審議を経て選出する。
2. 会長1名、副会長2名、事務局長1名は、理事の互選とし、監事とともに総会で決定する。
3. 理事は、いずれかの専門部会に所属し、参画する。
4. 専門部会長の決定
5. 副会長2名は、いずれかの専門部会(まちづくり推進部会を除く)に所属し、部会長を担当する。
6. 事務局長は、まちづくり推進部会に所属し、部会長を担当する。
7. 各専門部会には、役員以外の部員をおくことができる。

総会
(代議員37名)

会長
(1名)

副会長
(2名)

理事
(21名)

監査

・事業及び会計の監査

監事
(2名)

事務局

・事務全般及び会計処理

事務局長
(1名)

事務局員
(市職員)

運営に係る助言

評議員会

・協議会への助言

集落区長
(9名)

顧問

協議会

○財政支援

・まちづくり交付金

○人的支援

・地域担当職員の配置

猿沢地域の人口

(平成30年1月1日 現在(推計))

集落	世帯	男	女	計
寺尾	26	47	49	96
宮ノ下	42	60	62	122
下中島	22	35	27	62
鶴達路	66	96	121	217
上野	72	91	118	209
川端	25	36	26	62
猿沢	196	249	271	520
松原	85	129	148	277
坂屋越	105	159	164	323
計	639	902	986	1,888

事業・支援・広報

連携・協力・交流

参加・参画・評価

すべての地域住民・集落(区)・集落公民館・青年会・婦人会・老人会・小中学校PTA・各種団体など

猿沢地域まちづくり協議会 部会体制 新旧対照表(案)

現行 (～H29年度)	
部会名	事業項目、事業内容
まちづくり推進 6名	A(1) 地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる 集落PR資料・マップ冊子製作(歴史環境部会との連携事業) 広報紙り～どご!猿沢の発行
	A(2) 集落行事や団体活動を支援する 集落活性化支援事業
	A(3) 他団体との連携事業の推進 小学校統合に備えた、他団体との連携事業推進
	B(1) 伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す B(2) 世代間交流事業を実施する 猿沢小学校盆踊り講習会 地区敬老会余興の主催
	B(3) スポーツイベントを開催する カーリンコンイベント
交流事業 6名	C(1) ボランティアを活発化させ、高齢者の生活を支援する 「地域の茶の間」従事者支援
	C(2) 健康づくりを推進する
	C(3) 集落センター等で福祉事業を開催する 「猿沢さわやか体操」の推進
	C(4) あいさつ運動を展開する あいさつ+1(プラスワン)運動
	D(1) 旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する 昔ながらの料理教室
産業開発 6名	D(2) 地域の特産品をつくり、新しいビジネスを展開する シルキールの開発・PR・販売検討 シルクフラワー製作体験
	D(3) 担い手の育成につながる産業体験イベントを開催する 塩引きづくり体験
	E(1) 地域の歴史や伝統・文化を記録する
	E(2) 地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ 集落PR資料・マップ冊子製作(まちづくり推進部会との連携事業)
	E(3) 地域共通の美化活動にとりくむ 猿沢地域一斉クリーン作戦
歴史環境 6名	E(4) 地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する 地域共通植栽事業
	(1) 参画事業(連絡会議事業) あさひまつり参画(産業開発部会が主体) あさひフォトコンテスト
	(2) 人材育成事業 先進事例の調査研究
	協議会 計30人 +3人 (会長、監事)

※比較のため、役員外部員は除いてあります

基本方針		事業項目数
基本方針	A 地域情報の発信と、集落等の支援を行い、まちづくりへの関心と積極的な参加を促す	3
	B 地域全体の事業やイベントを開催し、住民同士の交流を深める	3
	C 住民同士が支え合い、心身ともに健全で、安心して暮せる地域をつくる	4
	D 農林業の新たな展開を図り、体験や郷土料理を通じて、自立できる地域経営の基盤をつくる	3
	E 地域の歴史文化と、美しい景観・環境を守り育てる	4

改正案 (H30年度～)	
部会名	事業項目、事業内容(案)
まちづくり推進 8名	A(1) 地域をアピールするための効果的な情報発信戦略をつくる 広報紙り～どご!猿沢の発行
	A(2) 集落行事や団体活動を支援する 集落活性化支援事業
	A(3) 他団体との連携事業の推進 小学校統合に備えた、他団体との連携事業推進
	E(1) 地域の歴史や伝統・文化を記録する
	E(2) 地域の歴史や伝統文化を伝承するための直接的な伝達機会を持つ 集落PR資料・マップ冊子製作
旧まちづくり推進 + 旧歴史環境	B(1) 伝統行事に根ざしたまつりやイベントを生み出す B(2) 世代間交流事業を実施する 猿沢小学校盆踊り講習会 地区敬老会余興の主催
	B(3) スポーツイベントを開催する カーリンコンイベント
	D(1) 旬の食材や郷土料理を使って、食のイベントを開催する 昔ながらの料理教室
	D(2) 地域の特産品をつくり、新しいビジネスを展開する シルキールの開発・PR・販売検討 シルクフラワー製作体験
	D(3) 担い手の育成につながる産業体験イベントを開催する 塩引きづくり体験
産業交流 8名	C(1) ボランティアを活発化させ、高齢者の生活を支援する 「地域の茶の間」従事者支援
	C(2) 健康づくりを推進する
	C(3) 集落センター等で福祉事業を開催する 「猿沢さわやか体操」の推進
	C(4) あいさつ運動を展開する あいさつ+1(プラスワン)運動
	E(3) 地域共通の美化活動にとりくむ 猿沢地域一斉クリーン作戦
旧交流事業 + 旧産業開発	E(4) 地域共通の木や花を植栽・管理し、景観を整備する 地域共通植栽事業
	(1) 参画事業(連絡会議事業) あさひまつり参画(産業交流部会が主体) あさひフォトコンテスト
	(2) 人材育成事業 先進事例の調査研究
	協議会 計24人 +3人 (会長、監事)

↑ 上記H30年度～の「事業項目、事業内容(案)」は、H29年度事業内容を組み替えて作成したものであり、比較するための参考例となります。実際のH30年度事業計画(案)はH30年4月の総会において提案する予定です。

平成29年度朝日地区まちづくり協議会の概要

組 織 名 称	沼津地域まちづくり協議会	三浦地域まちづくり協議会	たがねまちづくり協議会	猿沢地域まちづくり協議会	塩野町地域まちづくり協議会
設 立 年 月 日	平成24年3月18日	平成24年3月8日	平成24年3月25日	平成24年3月27日	平成24年3月18日
人 口 (H29. 4. 1)	2, 260人	1, 249人	2, 314人	1, 917人	1, 936人
行 政 区 数	11区	10区	8区	9区	8区
辺地行政区数・点数	4区 ・ 621点	2区 ・ 220点	3区 ・ 460点	— ・ —	2区 ・ 303点
ま ち づ く り の 理 念 、 目 標 など	生きがいとふれあいに満ちた心豊かな暮らしのあるまち 館腰	三面の雄大な自然と伝統・風景を大切にしながら、活気と地域愛に満ちたまちをつくる	互いに支え合って固有の自然や歴史文化を守り、暮らしやすい地域環境をつくる	豊かな環境を守り、みんなの生きがいを生み出す活力ある地域をつくる	交流と助け合いを通じて、いつまでも住み続けられる固有の環境を整える
組 織 概 要	◆役員 会長1名、副会長2名、事務局長1名、専門部正副部長8名、理事13名、監事2名 ◆代議員 40人 ◆専門部会 産業振興部会、交流活動部会、歴史文化部会、総務広報部会	◆役員 会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事9名、監事2名 ◆代議員 30人 ◆評議員会（地域区長） ◆専門部会（規約に名称規定なし） 広報部会、交流企画部会	◆役員 会長1名、副会長2名、事務局長1名、会計1名、理事27名、監事2名 ◆代議員 40人 ◆評議員会（地域区長） ◆専門部会 広報部、環境福祉部、交流部	◆役員 会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事27名、監事2名 役員外部員2名 ◆代議員 43人 ◆評議員会（地域区長、顧問） ◆専門部会（規約に名称規定なし） まちづくり推進部会、交流事業部会、健康福祉部会、産業開発部会、歴史環境部会	◆役員 会長1名、副会長2名、事務局長1名、理事25名、監事2名 ◆代議員 37人 ◆評議員会 8人（地域区長） ◆専門部会（規約に名称規定なし） あぐりふれあい部会、スクラムネット観光部会、ほっとニュースステーション
H 2 9 予 算 額 (うちまちづくり交付金)	2, 992, 000円 (2, 401, 000円)	1, 912, 000円 (1, 502, 000円)	2, 590, 000円 (2, 220, 000円)	2, 042, 840円 (1, 750, 000円)	2, 973, 284円 (1, 844, 000円)
H 2 9 事 業 計 画	産業振興部会 ■地域農産物を販売する仕組みを作る。 ・館腰怪トラ市の開催（2回） 8月、10月 ■地域資源を生かしたイベントを企画し、地域外との交流を図る。 ・田んぼアートの実施計画作成・準備 交流活動部会 ■地域住民が交流、親睦を図る事業を企画・開催する。 ・料理教室の開催 ・あいさつ運動の実施 ■地域住民が集い交流する拠点をつくる。 ・交流拠点の確保 モデル集落を選定し交流拠点確保のための調査研究を行う。 歴史文化部会 ■地域の歴史や伝統、食文化などを次世代に伝える。 ・「わたしたちのたてこし Vol.2」の発行 地域資源調査を実施し発行について検討する。 ・（仮称）歴史ウォークの実施 地域散策に健康づくりの要素を取り入れ効果の拡大を図る。 ■地域資源の利用促進に取り組む。 ・竹を活用したイベントを実施する。 総務広報部会	広報部会 ■地域情報誌発行事業 ・まちづくり協議会の取組状況などを紹介する広報誌を年4回発行する。 ■地域情報発信手法研究事業 ・効果的な情報発信手法を研究する。 交流企画部会 ■三面大運動会および交流会 ・学校と地域が一体となった合同運動会を行い、その後交流会を行う。今年で3回目。5月27日開催 ■三面川釣り大会 ・三面地域の資源である三面川を舞台に子どもから大人まで交流できるイベントを行う。釣った鮎をあさひまつりで提供予定。三面川のクリーン作戦を同時開催予定。8月開催予定。 協議会全体 ■集落活性化支援事業 ・助成金交付要綱に基づき集落等に助成金を交付し、集落の活性化を支援する。 予算額400,000円 ■三面太鼓事業 ・三面太鼓の練習等を支援する。 ■研修事業 ・役員のスキルアップ研修を行う。	広報部 ■地域情報誌発行事業 ・まちづくり協議会の取組状況などを紹介する広報誌を年4回発行する。 ■地域情報発信手法研究事業 ・効果的な情報発信手法を研究する。 交流部 ■ふれあい交流広場 ・朝日みどり小学校作品展に併せて、郷土料理での「味の文化祭」を開催する。 開催日：10月中旬 ■高根天蓋高原夏祭り参画 ・高根フロンティアクラブ主催の夏祭りに参画する。開催日：8月第1日曜日 ■地域のお宝冊子活用事業 ・お宝冊子を活用して、朝日みどり小学校の冊子を活用した授業に講師派遣などを行う。 環境福祉部 ■クリーン作戦 地域一斉にゴミ拾いを実施する。 開催日：4月16日（日） ■高齢者元気事業 ・地域の茶の間支援（1集落1万円まで） ■地域ふれあい事業 ・あいさつ運動と夏休みラジオ体操を行う。	まちづくり推進部会 ■広報紙「りーどご！猿沢」の発行 ・年4回（6月、9月、12月、3月） 協議会の活動や、集落行事などを紹介する。 ■集落活性化支援事業助成金 ・集落や団体が実施する取組や事業を助成金により支援する。 ■集落PR資料づくり基金 ・平成24～29年度の6年間で積立てる。 ■他団体との連携事業の推進 ・小学校保育園統合に合わせ関係者と協議 交流事業部会 ■猿沢小学校盆おどり講習会 7月 ・小学生向けに太鼓と踊りの講習会を実施。 ■6/4 地区敬老会への支援 ・伝統行事である地区敬老会への運営支援とステージイベントに協力する。 ■カーリンコン講習会 ・誰でも参加できる軽スポーツを推進し、来年度は大会を開催する。 健康福祉部会 ■「地域の茶の間」従事者支援 ・「地域の茶の間」の従事者（世話人）を対象とした情報交換会を開催する。 ■「猿沢さわやか体操」の推進 ・猿沢小学校校歌に振付をつけた体操の周知活動を展開する。 ■あいさつ+1（プラスワン）運動 ・地域ぐるみのあいさつ運動を展開する。	あぐりふれあい部会 ■農産物加工品の販売（まちづくりコロッケ） ・地元の農産物を活かし、地域内の循環型社会を拡大する。 （材料を地域内生産者から購入、地元業者が製造する「仕組み」を作る。コロッケは学校給食に定期採用を頂いている。） ■大収穫祭の開催 ・地域の食文化を再後世に伝えるため、地元の食材を使った伝統料理で、塩野町地域のコミュニティをさらに賑やかにするとともに、収穫祭を通じて地域の良さを再認識する。 『秋の大収穫祭』 開催日：11月12日（日）10:00～14:00 会 場：塩野町小学校体育館 入場者：350程度見込み ■学校行事支援・地域行事の開催 ・小学校行事等を通じ、世代交流を図る。 新保岳登山、雪像まつり、スキー授業などの小学校行事に協力、また地域おこし協力隊との連携を図り地域内の交流を促進する。 ■郷土料理レシピの収集の検討 レシピ集の発行を目指し、レシピの収集方法を検討する。 スクラムネット観光部会 ■地域内にあるさまざまなお宝箇所を再発

組 織 名 称	富腰地域まちづくり協議会	三面地域まちづくり協議会	たかひまちづくり協議会	猿沢地域まちづくり協議会	塩野町地域まちづくり協議会
	■まちづくり協議会の取組状況や地域の話 題などを紹介する情報紙を発行する。 ・まちづくり通信の発行 4ページ 年4回（6、9、12、3月） ■インターネットを活用し、富腰の魅力や 情報を積極的に外部へ発信する。 ・ホームページやフェイスブックの活用 ■集落行事や団体活動を支援する。 ・集落活性化支援事業の効果・効率化を 図る。 平成30年度の制度改正に向けた検討を 行う。 ■地域の課題解決に向けた研究を行い、対 策事業の実施に結び付ける。 ・空き家対策や医療機関等への移動支援 などの課題について対策を研究する。 協議会全体 ■集落活性化支援事業 ・助成金交付要綱に基づき集落等に助成 金を交付し、集落の活性化を支援する。 ・予算額333,000円 ■先進地視察研修 ■地域おこし協力隊の受け入れ ・地域おこし協力隊の受け入れを促進し、 隊員と連携協力し、地域の活性化に取り 組む。（主に長津地区）	■連携事業の推進 ・あさひまつりなどの連携事業を推進する とともに、他地区との交流事業を検討する。 ・地域おこし協力隊等との連携を推進する。 ■地域課題の研究 ・三面太鼓を支援するとともに、今後の地 域課題に対して調査研究を行う。	協議会全体 ■役員研修事業 ・役員のスキルアップ研修を行う。 ■集落支援事業 ・助成金交付要綱に基づき集落等に助成金 を交付し、集落の活性化を支援する。 8集落×50,000円 ■連携事業の推進 ・あさひまつりなどの連携事業を推進する とともに、他地区との交流事業を検討する。	・標語コンテストを開催する。 産業開発部会 ■食のイベント ・年2回、郷土料理伝承のため開催。 ■地域資源を活用した特産の開発 ・地域資源である檜原の絹糸と鶴渡路の羊 毛を混合した素材による製品開発を行う。 ■シルクフラワー製作体験 ・地域の茶の間向けのシルクフラワー製作 体験で普及拡大と技術継承を図る。 ■塩引きづくり体験 ・猿沢小学校と連携し、生徒へ食文化の継 承のため塩引きづくりの材料を提供する。 歴史環境部会 ■集落マップづくり基金 ・平成24～29年度、6年間で積立てる。 ■猿沢地域資源調査事業 ・猿沢地域の魅力再発！集落ウォーキング 5月21日（日）猿沢集落 ■猿沢地域一斉クリーン作戦 ・地域一斉で美化活動を行う。6月10日（土） ■地域共通の木や花の植栽管理のための、 住民意向アンケート調査 ・H30に実施予定の事業の事前アンケート調 査を実施し、実施可否、植物種類を決定。 協議会全体 ■先進地研修視察 ・行き先：未定（時期：未定）	見し、地域資源として凝縮した『お宝マッ プ』を作成し、地域全体で共有すること により郷土愛を醸成する。 ・これまで行ってきた各集落お宝箇所の情 報整理を行い、編集作業中。（年度内完成を 予定。） ■環境美化活動 ・完成したマップを活用し、集落散策イベ ントを開催し、同時にごみ拾いなどの環境 美化活動を組み合わせて行う。 ほっとニュースステーション ■各集落の情報を取り上げ地域全体で共有 する。 ・地域まちづくり通信年4回発行、地域内 全戸配布約620世帯 ■集落活性化支援事業 ・集落等が行う事業に対して助成金を交付 する。 8集落×助成金上限75,000円 協議会全体 ■先進地研修視察 ・行き先：未定（時期：未定） ■まちづくり学習会 ・地域全体の意識の高揚を図る。 ※視察と講演会は、それぞれ隔年になるよ う、交互に開催する。
H 2 9 総 会 日 程	平成29年4月16日（日） 午後6時30分～ 大吉亭 来賓：地域区長、朝日支所長、小川小学校 長 参加者 69人 代議員 38人（うち委任状7人）	平成29年4月18日（火） 午後7時～ 布部集落センター 来賓：地元市議、三面小学校長、教頭、教 員 参加者 39人 代議員 30人（うち委任状19人）	平成29年4月16日（日） 午後4時～ 朝日みどりの里 食堂 来賓：地域内市議、朝日みどり小学校長、 高根フロンティアクラブ会長 参加者 73人 代議員 36人（うち委任状7人）	平成29年4月22日（土） 午後5時～ 朝日みどりの里 食堂 来賓：地域区長会会長、猿沢小学校長、朝 日支所長 参加者 53人 代議員 37人（うち委任状 20人）	平成29年4月15日（土） 午後5時～ 朝日みどりの里 食堂 来賓：地域内市議、塩野町小学校長 参加者 56人（事務局含む） 代議員 35人（うち委任状11人）
今 後 の 課 題 等	・協議会認知度の向上 ・集落活性化支援事業の見直し ・子育て世代など、若い世代のまちづくり への参画 ・空き家対策や医療機関等への移動支援な ど地域の課題解決に対する研究	・協議会認知度の向上 ・代議員数など組織の見直し ・将来に向けた地域の拠点づくり ・女性、若手役員の担い手探しおよび育成	・協議会認知度の向上 ・代議員数など組織の見直し ・将来に向けた地域の拠点づくり ・まちづくり計画の見直し ・若手役員の担い手探しおよび育成	・組織体制の見直し ・協議会活動認知度の向上 ・若い世代のまちづくりへの参画 ・地域おこし協力隊と連携した取組	・地域おこし協力隊と連携した取組 ・農産物加工品の継続（後継者・施設の確 保・品質研究・流通方法の検討） ・協議会認知度の向上をはかり、若い世代 のまちづくりへの参画を促す。
備 考					

※平成29年度地域まちづくり交付金総額60,000,000円〔人口割（65％）：39,000,000円、行政区割（28％）：16,800,000円、辺地加算（7％）：4,200,000円〕

朝日地区（5協議会計） 9,717,000円

村 上 10,895,000円 岩船 3,450,000円 瀬波 4,828,000円 山辺里 4,190,000円 上海府 1,239,000円 荒川 8,381,000円 神納 1,851,000円 神納東 1,331,000円 平林 1,658,000円 砂山 1,738,000円

西神納 1,595,000円 山北 9,127,000円